

経営判断原則

取締役の善管注意義務

- 会社法330条:「株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。」
- 民法644条:「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」

取締役の会社に対する責任

- 会社法423条1項:「取締役、会計参与、監査役、執行役員又は会計監査人(以下この章において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」
- この責任を会社自身が追及することが原則であるが、会社法は、株主が会社に代わって、この責任を追及する訴訟を提起することを認めている(株主代表訴訟。会社法847条以下)(注1)。

国外留学先(研究滞在)



ドイツ、ハイデルベルク大学
(Universität Heidelberg)
Institut für deutsches und
europäisches Gesellschafts-
und Wirtschaftsrecht
Univ.-Prof. Dr. Dirk A. Verse,
M.Jur. (Oxford)

引用文献

- 注1: 田中亘『会社法〔第4版〕』360頁(東京大学出版会、2021年)参照。
- 注2: 高橋英治『会社法概説〔第4版〕』163頁(中央経済社、2020年)、酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法 第5巻 機関・2』358頁(中央経済社、2011年)[青竹正一]参照。
- 注3: 最判平成22年7月15日判例時報2091号90頁、93頁。
- 注4: 吉原和志「判批」別冊ジュリスト254号101頁(2021年)。
- 注5: 増田友樹「わが国の経営判断原則に関する近時の議論とその問題点」同志社法学71巻1号734頁(2019年)参照。
- 注6: 黒沼悦郎『会社法〔第2版〕』135頁(商事法務、2020年)、吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新版 株主代表訴訟大系』(弘文堂、2002年)79頁以下、近藤光男『判例法理 経営判断原則』20頁以下(中央経済社、2012年)参照。
- 注7: 津浦鹿雅博「労働時間管理に係る内部統制システムの構築における取締役の裁量—熊本地裁令和3年7月21日判決及びその控訴審である福岡高裁令和4年3月4日判決を手がかりとして—」法学雑誌(大阪公立大学)70巻3=4号374頁以下(2024年)参照。
- 注8: 高橋英治「ドイツと日本における経営判断原則の発展と課題」同『会社法の継受と収斂』(有斐閣、2016年)345頁参照(初出: 同「ドイツと日本における経営判断原則の発展と課題」商事法務2047号16頁以下・2048号37頁以下(2014年))。